

9 月 27 日に開催されました常議員会におきまして、
下記協議事項が承認されましたので、ご案内申し上げます。

【協 議 事 項】

1. 3号議員選任の件
2. 臨時議員総会上程議案の件
3. 臨時議員総会（議員改選後）開催の件
4. 令和5年度神奈川県予算・政策（個別）要望の件
5. その他

9 月 常 議 員 会

1. 日 時 令和4年9月27日(火) 15:30

1. 場 所 横須賀商工会議所2階「特別会議室」

1. 議 題

【協議事項】

1. 3号議員選任の件
2. 臨時議員総会上程議案の件
3. 臨時議員総会(議員改選後)開催の件
4. 令和5年度神奈川県予算・政策(個別)要望の件
5. その他

<本日の予定>

臨時議員総会 16:00(1階 多目的ホール)

各部会開催 臨時議員総会終了後【16:30頃(各研修室等)】

※各部会終了後、議員懇談会を予定しておりましたが、感染防止のため中止とさせていただきます、「お持ち帰り弁当」をご用意いたします。

<今後の予定>

11月1日(火) 11:00 臨時議員総会
(総会一時休会し、部会開催)
※総会終了後、議員昼食会

協議 1

3号議員選任の件

1. 3号議員の選任について

横須賀商工会議所定款第35条第2項第3号の規定並びに横須賀商工会議所議員選挙選任規約第44条、第45条、第46条の規定により選任する。

【横須賀商工会議所定款抜粋】

(議員総会及び議員)

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

2. 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会員及び会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員

(この定款において「1号議員」という。) 46人

(2) 部会が部会員の内から選任した議員

(この定款において「2号議員」という。) 31人

(3) 前2号の議員のほか、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任した議員

(この定款において「3号議員」という。) 13人

【横須賀商工会議所議員選挙選任規約抜粋】

(選任の時期)

第44条 3号議員の選任は、2号議員の選任の前に行う。

(選任に関する会員の確定)

第45条 3号議員の選任は、選挙人名簿確定の日現在の会員のうちから行う。ただし、補欠選任の場合は、3号議員を選任するための常議員会開催日から30日前現在の会員のうちから行う。

(議員の選任)

第46条 3号議員は、定款第35条第2項第3号により、会頭が常議員会の同意を得て選任する。

2. 前項により3号議員に選任された者は、承諾書を会頭に提出しなければならない。

3号議員選任（案）

（50音順）

株式会社 エ イ ヲ イ

NTT横須賀研究開発センタ

かながわ信用金庫

京浜急行電鉄株式会社

株式会社 さ い か 屋

相模運輸倉庫株式会社

住友重機械工業株式会社 横須賀製造所

東芝ライテック株式会社

日産自動車株式会社 追浜工場

日本水産観光株式会社

馬淵建設株式会社

横須賀商店街連合会

株式会社 横 浜 銀 行 横須賀支店

以上13人

臨時議員総会上程議案の件

- ・ 議案第 1 号 2 号議員各部会割当の件

議案第 1 号

2 号 議 員 各 部 会 割 当 の 件

1. 2号議員の各部会への割当について

2号議員の各部会への割当定数は、横須賀商工会議所議員選挙選任規約第38条の規定による。

議員の選任は、横須賀商工会議所定款第35条 第2項 第2号の規定並びに横須賀商工会議所議員選挙選任規約第36条、第37条、第38条、第39条、第40条の規定による。

【横須賀商工会議所定款抜粋】

(議員総会及び議員)

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

2. 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会員及び会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員

(この定款において「1号議員」という。) 46人

(2) 部会が部会員の内から選任した議員

(この定款において「2号議員」という。) 31人

(3) 前2号の議員のほか、会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選任した議員

(この定款において「3号議員」という。) 13人

【横須賀商工会議所議員選挙選任規約抜粋】

(選任の時期)

第36条 2号議員の選任は、1号議員の選挙期日の告示日の2日前までに、かつ、3号議員の選任を行った後に各部会において行う。

(選挙に関する部会員の確定)

第37条 2号議員の選任は、選挙人名簿確定の日における部会員について行う。ただし、補欠選任の場合は、2号議員を選任する部会の会議開催期日の前10日現在における部会員をもって行う。

(部会への2号議員の割当)

第38条 部会に対する2号議員の割当定数は、部会員数及びその部会員が有する定款第13条の選挙権の個数並びに持口数等を勘案して、議員総会において定める。

(議員の選任)

第40条 前条の通知を受けた部会長は、部会の会議を招集し、その期限内に2号議員を選任しなければならない。

議員構成表 ※定数90人

R4.9.27現在 (50音順)

部会		議員事業所名	部会		議員事業所名
3 号 議 員 13 人	商 業 3	(株)エイヴイ	1 号 議 員 46 人	13	(協)追浜商盛会
		(株)さいか屋			(株)北村商会
		横須賀商店街連合会			(有)タカヤマ
	工 業 4	NTT横須賀研究開発センタ			東光商事(株)
		住友重機械工業(株)横須賀製造所			(株)ノサカクリエイティブプロダクト
		東芝ライテック(株)			(有)浜田分店
	建	日産自動車(株)追浜工場			(株)平坂書房
		馬淵建設(株)			丸三斉藤(株)
	金 融 2	かながわ信用金庫			(株)むらせ
		(株)横浜銀行横須賀支店			(有)モリ・ワールド
	観 運 輸 2	日本水産観光(株)			(株)ヤチヨ
		京浜急行電鉄(株)			横須賀食肉事業(協)
	2 号 議 員 31 人	商 業 8			相模運輸倉庫(株)
(資)今関商店			大草薬品(株)		
久里浜商店会(協)			岡田電機工業(株)		
湘南菱油 (株)			J E R Aパワー横須賀(同)		
(株)田丸屋不動産			千代田商事(株)		
(株)プロント			文明堂印刷(株)		
(株)柳屋			(株)門倉商店		
(株)ヨコシヨク			(株)鈴栄工業		
横須賀青果物(株)		(株)大神			
工 業 3		(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	(株)新倉商店		
		湘南ゼラチン(株)	(有)日栄建設		
		横須賀工業振興(協)	(株)不二テクノ		
建 設 6		東建設(株)	八巻興業(株)		
	(株)片山建設	(株)横須賀軽金			
	田中産業(株)	横須賀三浦塗装工業(協)			
	東京ガスライフバル飯田(株)	(株)ヨコソー			
	(株)三春商会	アクサ生命保険(株)横浜支社			
	(株)和光商会	スルガ銀行(株)横須賀支店			
金 融 3	湘南信用金庫	(株)みずほ銀行横須賀支店			
	東京地方税理士会横須賀支部	(株)ジェイコム湘南・神奈川 横須賀局			
	(株)りそな銀行横須賀支店	(株)湘南衣笠ゴルフ			
観 サ 7	(株)ヴィクトリーアイ	(株)ステップホールディングス			
	岡タクシー(有)	(株)トライアングル			
	(株)観音崎京急ホテル	東日本電信電話(株)神奈川支店横須賀営業支店			
	(株)久里浜中央会館	横須賀青年八日会			
	(株)西村企業	夏島運輸(株)			
	(株)富士オイル	横荷企業(株)			
	(有)ヤマヨク保田商会	(株)ワイキャブ			
運 輸 2	(株)コヤマ物流	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会横須賀三浦支部			
	東京汽船(株)	叶不動産(有)			
不 動 産 2	(株)桐ヶ谷不動産	三協ハウジング(株)			
	(株)新都市企画	高橋(株)			
		富士ハウジング(株)			
		(株)山一商事			

2号議員 部会別割当数(案)

区 分		部 会	商業	工業	建設	金融	観サ	運港	不動産	合計
会 員 数	R4. 4. 1		996	359	1,211	166	1,346	213	273	4,564
	R4. 7. 1		999	359	1,221	168	1,361	210	275	4,593
	R4. 9. 1		995	356	1,214	169	1,359	211	273	4,577
	合計		2,990	1,074	3,646	503	4,066	634	821	13,734
	構成比(ア)		21.77	7.82	26.55	3.66	29.61	4.62	5.98	100
持 口 数	R4. 4. 1		4,104	1,985	4,026	1,497	4,349	1,528	1,116	18,605
	R4. 7. 1		4,094	1,989	4,037	1,498	4,376	1,522	1,120	18,636
	R4. 9. 1		4,127	1,960	3,995	1,500	4,372	1,526	1,096	18,576
	合計		12,325	5,934	12,058	4,495	13,097	4,576	3,332	55,817
	構成比(イ)		22.08	10.63	21.60	8.05	23.46	8.20	5.97	100
選挙権 個数 (特商 除く)	R4. 4. 1		3,939	1,685	3,896	1,437	4,294	1,078	1,116	17,445
	R4. 7. 1		3,929	1,689	3,907	1,438	4,321	1,072	1,120	17,476
	R4. 9. 1		3,962	1,660	3,865	1,440	4,317	1,076	1,096	17,416
	合計		11,830	5,034	11,668	4,315	12,932	3,226	3,332	52,337
	構成比(ウ)		22.60	9.62	22.29	8.24	24.71	6.16	6.37	100
割 当 数 試 算	(エ)=(ア)+(イ)+(ウ)		66.46	28.07	70.44	19.96	77.78	18.98	18.31	300
	(オ)=(エ)×1/3		22.15	9.36	23.48	6.65	25.93	6.33	6.10	100
	会員持口数比									
	㊶ 31人比		6.87	2.90	7.28	2.06	8.04	1.96	1.89	31
	(前回)		(7.11)	(2.89)	(7.11)	(2.19)	(7.74)	(1.97)	(1.99)	(31)
実 数 差	㊷ 現行割当数		8	3	6	3	7	2	2	31
	㊷-㊶		1.13	0.10	▲ 1.28	0.94	▲ 1.04	0.04	0.11	0.00
	(前回)		(1.89)	(0.11)	(▲1.11)	(0.81)	(▲1.74)	(0.03)	(0.01)	(0)



部会	商業	工業	建設	金融	観サ	運港	不動産	合計
次期割当数(案) ㊸	8	3	6	3	7	2	2	31
実数差 ㊸-㊶	1.13	0.10	▲ 1.28	0.94	▲ 1.04	0.04	0.11	0.00

臨時議員総会（議員改選後）開催の件

1. 日 時 令和4年11月1日（火）11:00

1. 場 所 当 所 1階 多目的ホール

1. 議 案 議案第1号 会頭選任の件
議案第2号 副会頭選任の件
議案第3号 専務理事選任の件
議案第4号 監事選任の件
議案第5号 常議員各部会割当数決定の件
＝各部会開催＝
議案第6号 常議員選任の件（正副部会長選任報告）
議案第7号 特別顧問・顧問・参与委嘱の件
その他

以 上

（ 個 別 要 望 ）

項 目	理 由
<p>1. 国道 357 号の都市計画決定区間の早期整備及び南下延伸の早期具体化について</p>	<p>国道 357 号の都市計画決定区間（八景島から夏島まで）については、長年の要望活動の結果、平成 29 年度に工事が着手され、令和 3 年の 3 月には左折レーンが完成し、今年は海上ボーリング調査を行うなど着々と進捗していることに、深く感謝申し上げます。</p> <p>本路線は、国道 16 号のバイパス機能を持ち、本市中心部への南下延伸により、首都圏各地へのアクセス向上に多大な効果を発揮し、物流、観光等の多方面において、本市のみならず東京湾地域一帯に計り知れない経済効果をもたらす。さらに、慢性的な交通混雑の緩和や災害時における多重安全性確保等、構造的な課題を解決するためには、南下延伸が不可欠であり、本市の発展に関わる最も重要な一般国道として早期の延伸を強く望むところである。よって、本路線の都市計画決定区間の早期整備及び南下延伸の早期具体化を要望する。</p>
<p>2. 高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備について</p>	<p>高速横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の一部を形成しており横浜横須賀道路と連結することで、三浦半島から東名高速、中央道及び関越道へのアクセス向上と所要時間の大幅な短縮をもたらす、物流の効率化や北関東方面からの新たな観光客誘致に格段の効果を発揮する。さらに、地震等の災害時には、被災者支援の物資輸送など緊急輸送道路としての機能が期待されるなど、その効果は計り知れないものがある。</p> <p>このほど、目標年度の開通が困難との報道がなされたが、早期に課題を解決し、この 2 路線の一刻も早い開通に向けた積極的な取り組みを要望する。</p>
<p>3. 三浦半島地域幹線道路等建設促進について</p>	<p>本市が、半島性を打破し、慢性的な交通渋滞の緩和による円滑な他都市との連携を図りつつ、地域特性を活かして集客・定住人口の増加に向けて、首都 50km 圏内都市としての一翼を担うためにも、以下の広域幹線道路整備の早急な実現を要望するものである。</p>

項 目	理 由
	<p>(1) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間の早期整備</p> <p>三浦縦貫道路は、渋滞が慢性化している県道 26 号（横須賀三崎）のバイパス道路として、特に三浦半島地域における中核都市“横須賀”の業務機能が集中する中心市街地へのアクセスを改善するとともに、東京湾岸諸都市との広域経済圏確立に大きな効果をもたらす重要な路線である。すでに、取付区間を含めた衣笠～林のⅠ期区間約 5.0km が供用開始されており、さらに南側のⅡ期区間約 4.4 kmの完成が、その効果を一層高めるものである。</p> <p>このような状況の中、Ⅱ期区間のうち、北側の約 1.9km が令和 2 年 8 月に供用開始されたことに対しては、関係各位のご尽力に感謝申し上げます。Ⅱ期区間の南側は、平成 28 年 3 月改定の「かながわのみちづくり計画」に整備推進箇所として位置づけられており、昨年度知事が宣言した西海岸線の整備と併せて残りの約 2.5km 区間の早期整備が実現すれば、国道 134 号の慢性的な渋滞解消が期待されるため、関係各位の一層のご尽力を切に要望する。</p>
	<p>(2) 三浦半島中央道路の早期整備</p> <p>逗子市から湘南国際村を経て、県道 26 号（横須賀三崎）に至る三浦半島中央道路は、平成 16 年 3 月に逗葉新道から県道 27 号（横須賀葉山）までの区間が供用開始され、湘南国際村ひいては三浦半島地域へのアクセスが格段に向上することとなった。さらに、湘南国際村から本市域内における南側区間についても、平成 22 年 9 月に湘南国際村山科台線として都市計画決定され、今後の進展を期待しているところである。</p> <p>本路線の全線が開通することによって、特に本市を含む三浦半島南部への物流機能改善等の経済効果、国道 134 号等の渋滞緩和や災害時の多重安全性確保も期待できる。本路線は、平成 28 年 3 月改定の「かながわのみちづくり計画」に整備推進箇所として位置づけられており、早期整備へのご尽力を要望する。</p>

項 目	理 由
	<p>(3) 三浦半島地区の有料道路料金値下げ</p> <p>横浜横須賀道路の通行料金は、平成 28 年 4 月 1 日から値下げが実現し、また、令和 4 年 3 月 21 日には、本町山中有料道路も無料化されるなど、そのご尽力に対し心より感謝申し上げますとともに、観光振興など値下げ効果を最大限活かせるよう共に尽力していく所存である。</p> <p>一方、三浦半島地域にある三浦縦貫道路は、利用交通量が伸び悩み無料化は難しいと思われるが、割高感は否めず、思い切った改革が必要であり、また、逗葉新道は周辺主要道路とのバイパス機能により、三浦半島地域の観光振興、交流人口の増加に多大な効果が期待できるなど、両道路の利用者増加が地域活性化の重要な起爆剤となるため通行料金の値下げを要望する。加えて、利用者の利便性向上に向け、ネットワーク型 ETC の早期導入を併せて要望する。</p>
	<p>(4) 横浜横須賀道路</p> <p>“（仮称）横須賀 P A スマートインターチェンジ” の整備</p> <p>（仮称）横須賀 P A スマートインターチェンジ整備は、本市西地域の横浜横須賀道路へのアクセス性向上、水産業の輸送支援、観光振興への寄与、大規模災害に備えた高速道路アクセス向上等を期待している。なかでも、上り線入口については、佐島漁港からの出荷時間の短縮、また、横須賀共済病院までの救急搬送時間の短縮など大きな効果を期待している。</p> <p>関係各位のご尽力により、平成 27 年 7 月 31 日に国土交通大臣から連結許可を得られ、現在、上り線入口からの整備に向け鋭意取り組まれていることに、心から感謝申し上げます。引き続き、早期整備に向けた支援を要望する。</p>
	<p>(5) 交通渋滞地の改善</p> <p>本市は、三浦半島特有の丘陵、谷戸といった複雑な地形が多数あることから、都市計画道路整備が立ち後れ、各インターチェンジ周辺始め、市内各所で交通渋滞が日常化し、産業のみならず市民生活にも影響を余儀なくされている現状である。</p> <p>そのため、現在計画あるいは工事中の道路を含め、主要交差点における右折レーン設置等による交通渋滞の早期改善を引き続き要望する。</p>

項 目	理 由
<p>4. 地域中小企業サイバーセキュリティネットワーク「YOKOSUKA 情報セキュリティプロジェクト」(仮称)への支援について</p>	<p>中小企業・小規模企業における情報化は、国の電子申請やキャッシュレス化により、徐々にではあるが進みつつあり、今後DX化の進展によりこの流れは加速していくものと思われる。情報化が進展する一方で、中小企業の情報セキュリティに対する意識が希薄なことから、マルウェアやスパムメールなどによる被害が多発している状況にある。情報化を推進するとともに中小企業の情報セキュリティ対策も同時並行で進める必要があることから、現在当所で、国や警察、関係企業等の協力を得て「YOKOSUKA 情報セキュリティプロジェクト」(仮称)を立ち上げるべく準備を進めているところである。については、地域情報セキュリティ対策のモデルケースを確立する意味でも、神奈川県の本プロジェクトへの参画と支援を要望する。</p>
<p>5. 物流拠点の整備促進について</p>	<p>物流が果たす社会インフラとしての役割は、近年の社会環境の変化の中にあって、経済活動や市民生活を下支えする機能として重要度を増している。本市における物流拠点の整備は、速度制限の影響が僅少な横須賀港の優位性を最大限活かした首都圏からの物流強化をはじめ、”重要港湾”であり、かつ”重点港湾”としての機能拡充に向け多大な経済効果を生み出すものとする。</p> <p>現在、横須賀市では、横・横道路横須賀 IC 周辺地区に物流関連企業の誘致活動や、企業誘致のための立地促進制度の強化に積極的に取り組んでいる。</p> <p>新たな企業の進出、物流拠点の整備や物流ネットワークの構築は、地域経済の活性化に大いに寄与するため、当所としても積極的に推進していきたい。</p> <p>神奈川県においても、国への働きかけはもとより、特定地域である横須賀三浦地区に現在優遇制度の対象となっていない「運輸・物流関連事業」を対象として加えるなど、支援を要望する。</p>